

令和7年度 第5回
宮崎地方最低賃金審議会

開催日時 令和8年3月12日(木)
15時30分～

開催場所 宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室

宮 崎 労 働 局

会 次 第

- 1 特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について
- 2 特定（産業別）最低賃金の改正に係る関係労使意見聴取について
- 3 事業場視察について
- 4 令和8年度審議日程（案）について
- 5 その他

1 特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について

2 特定(産業別)最低賃金の改正に係る関係労使意見聴取について

3 事業場視察について

4 令和8年度審議日程(案)について

5 その他

令和7年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和7年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会委員名簿（第58期）	1
2	令和7年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況	3
3	宮崎県の年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表	5
4	全国の令和7年度最低賃金決定状況（地域別・特定産業別）	7
5	2026年度特定（産業別）最低賃金改正について（申出意向表明）	19
6	令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	21
7	令和8年度特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）	23
8	宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程	29
9	事業場視察申出書（令和8年2月19日提出）	31
10	令和8年度事業場視察運営要領（案）	33
11	令和8年度宮崎地方最低賃金審議会審議日程（案）	35
12	令和8年度答申公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別・特定産業別）	37

宮崎地方最低賃金審議会委員名簿(第58期)

(任期 令和7年5月1日～令和9年4月30日)

令和8年1月9日

区分	氏名	現職
公益代表委員	おおやま かずのぶ 大山 和伸	大山法律事務所 弁護士
	こが しゅうへい 古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	◎ はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮川 香代子	はるの法律事務所 弁護士
	○ もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	おき しんじ 沖 慎司	UAゼンセン宮崎県支部 次長
	かまた まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重黒木 康恵	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	しらさき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	どい かずや 土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
使用者代表委員	いわきり よしろう 岩切 喜郎	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら みつはる 中原 光晴	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	ひさとみ みかこ 久富 美加子	宮崎交通(株) 取締役 人事部長

(敬称略・五十音順)

◎ 会長

○ 会長代理

令和7年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項	出欠
7月4日	金	第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について	12/15
同日	同日	運営小委員会	令和7年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について	5/6
8月8日	金	第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について	15/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について	9/9
8月15日	金	第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議	8/9
8月18日	月	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議	9/9
8月25日	月	第4回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審	8/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	12/15
8月27日	水	第1回検討小委員会	特定最賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について	8/9
8月29日	金	第2回検討小委員会	特定最賃改正の必要性の有無について	8/9
9月16日	火	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問	11/15
3月12日	木	第5回審議会	2026年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について、意見聴取について、事業場実地視察について	/15

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別		肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業			
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0	890	32	3.73
R05	897	44	5.16	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	37	4.16
R06	952	55	6.13	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	0	0
R07	1,023	71	7.46	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	0	0

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 各種商品小売業最低賃金は平成2から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。
 自動車(新車)小売業最低賃金は令和6は改正なし→令和6年10月5日から地域別最低賃金を適用。

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和7年度の最低賃金改定状況（九州の特定最低賃金）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
福岡	1			鉄鋼	H2. 3. 31	R5. 12. 10	有	1, 106	1, 176	+70	R7. 12. 10	
	2			電気機械	S63. 12. 31	R5. 12. 10	有	1, 071	1, 137	+66	R7. 12. 10	
	3	992	1, 057	輸送機械	H2. 11. 5	R5. 12. 10	有	1, 081	1, 147	+66	R7. 12. 10	
	4			百貨店	H16. 12. 10	R5. 12. 10	有	1, 000	1, 065	+65	R8. 2. 1	
	5			自動車（新車）小売	H2. 6. 20	R5. 12. 10	有	1, 066	1, 131	+65	R7. 12. 10	
佐賀	6			陶磁器	H1. 3. 29	R6. 12. 21	無	957	—	—	—	
	7	956	1, 030	一般機械	H2. 3. 10	R6. 12. 20	無	1, 010	—	—	—	
	8			電気機械	H2. 2. 11	R6. 12. 19	無	996	—	—	—	
長崎	9			一般機械	H2. 3. 31	R1. 12. 7	無	875	—	—	—	
	10	953	1, 031	電気機械	H2. 3. 31	R3. 12. 29	無	864	—	—	—	
	11			輸送機械（船）	H2. 3. 31	R1. 11. 29	無	875	—	—	—	
熊本	12			電気機械	H2. 3. 30	R5. 12. 15	有	996	1, 063	+67	R8. 1. 1	
	13	952	1, 034	輸送機械	H2. 7. 27	R5. 12. 15	有	1, 019	1, 074	+55	R8. 1. 1	
	14			百貨店	H5. 12. 25	R4. 12. 15	無	855	—	—	—	
	15			鉄鋼	H2. 6. 8	R4. 12. 25	有	1, 106	1, 176	+70	R7. 10. 14	
大分	16			非鉄金属	H2. 6. 7	R4. 12. 25	有	1, 053	1, 116	+63	R7. 10. 22	
	17	954	1, 035	電気機械	H1. 3. 29	R4. 12. 25	有	996	1, 066	+70	R7. 10. 20	
	18			輸送機械（自・船）	H2. 7. 25	R4. 12. 25	有	997	1, 055	+58	R7. 10. 22	
	19			各種商品小売	H2. 8. 6	H28. 12. 25	無	716	—	—	—	
	20			自動車（新車）小売	H2. 8. 5	R4. 12. 25	有	991	1, 061	+70	R7. 10. 17	
宮崎	21			食品	H2. 8. 1	H26. 12. 26	無	678	—	—	—	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
	22	952	1, 023	電気機械	H2. 3. 30	R3. 12. 24	無	831	—	—	—	
	23			各種商品小売	H2. 3. 28	H27. 12. 24	無	705	—	—	—	
	24			自動車（新車）小売	H2. 7. 25	R5. 12. 20	無	927	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況（九州の特定最低賃金）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
鹿児島	25	953	1,026	電気機械	H1.2.20	R3.12.17	無	842	—	—	—	
	26			百貨店	H15.12.14	H26.12.26	—	693	—	—	—	
	27			自動車（新車）小売	H2.8.2	R5.12.24	有	986	1,048	+62	R7.12.28	
沖縄	28	952	1,023	食品（糖）	H2.1.7	H30.11.25	無	769	—	—	—	
	29			新聞	H2.1.3	R4.11.17	無	879	—	—	—	
	30			各種商品小売	H1.12.31	H30.11.23	無	770	—	—	—	
	31			自動車（新車）小売	H8.12.18	H30.11.18	無	770	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況（食品製造業）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
北海道	1	1,010	1,075	食品	H2.12.26	R6.12.1	有	1,048	1,113	+65	R7.12.1	如理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業
千葉	2	1,076	1,140	調味料製造	H3.3.31	H29.12.25	無	889	—	—	—	
香川	3	970	1,036	食品	R1.12.15	R3.12.15	—	849	—	—	—	冷凍調理食品製造業
宮崎	4	952	1,023	食品	H2.8.1	H26.12.26	無	678	—	—	—	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処 理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
沖縄	5	952	1,023	食品（糖類製造）	H2.1.7	H30.11.25	無	769	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況（電気機械器具等製造業）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
北海道	1	1,010	1,075	電気機械	H3.1.3	R6.12.1	有	1,049	1,116	+67	R7.12.1	
	2	953	1,029	電気機械	S63.12.22	R6.12.21	有	968	1,045	+77	R7.12.21	
	3	952	1,031	電気機械	S63.12.31	R6.12.21	有	975	1,039	+64	R8.1.15	
宮城	4	973	1,038	電気機械	H2.3.10	R6.12.15	有	1,012	1,077	+65	R7.12.15	
	5	951	1,031	電気機械	S63.12.29	R6.12.25	有	958	1,032	+74	R8.3.31	
山形	6	955	1,032	電気機械	S63.12.24	R6.12.25	有	996	1,055	+59	R7.12.23	
	7	955	1,033	電気機械	S63.12.20	R4.12.30	無	880	—	—	—	
茨城	8	1,005	1,074	電気・精密機械	H17.12.31	R6.12.31	有	1,052	1,115	+63	R8.3.19	
	9	1,004	1,068	電気機械	S63.12.21	R6.12.31	有	1,056	1,105	+49	R7.12.31	
群馬	10	985	1,063	電気機械	H1.3.31	R6.12.28	有	1,056	1,120	+64	R8.1.1	
	11	1,078	1,141	電気機械	H2.3.10	R6.12.1	有	1,105	1,168	+63	R7.12.1	
千葉	12	1,076	1,140	電気機械	H1.1.27	R6.12.25	有	1,105	1,169	+64	R7.12.25	
	13	1,163	1,226	電気・精密機械	H1.3.29	H22.12.31	—	829	—	—	—	
東京	14			電気機械	—	—	無	新設	—	—	—	
	15	1,162	1,225	電気機械	H1.3.19	H27.3.1	—	890	—	—	—	
神奈川	16			電子部品・デバイス	—	—	無	新設	—	—	—	
	17	985	1,050	電気機械	H2.10.29	R5.12.27	無	1,005	—	—	—	
富山	18	998	1,062	電気機械	H1.2.18	R6.12.26	無	1,002	—	—	—	
	19	984	1,054	電気機械	H1.3.5	R6.12.31	有	1,008	1,064	+56	R7.12.31	
福井	20	984	1,053	電気機械	S63.12.25	R1.12.24	無	857	—	—	—	
	21	988	1,052	電気機械	S63.12.4	R6.12.27	有	1,047	1,100	+53	R8.2.15	
長野	22	998	1,061	精密機械・電気機械	H14.11.27	R7.1.1	有	1,032	1,095	+63	R8.1.1	
	23	1,001	1,065	電気機械	S64.1.1	R5.12.21	無	965	—	—	—	
静岡	24	1,034	1,097	電気機械	H1.2.15	R6.12.21	無	1,042	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況（電気機械器具等製造業）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
愛知	25	1,077	1,140	電気機械	H1.3.16	H30.12.16	無	901	—	—	—	
三重	26	1,023	1,087	電気機械	H1.2.11	R6.12.21	無	1,031	—	—	—	
滋賀	27	1,017	1,080	精密機械・電気機械	H24.12.28	R6.12.31	有	1,050	1,105	+55	R7.12.28	
京都	28	1,058	1,112	電気機械	S63.12.28	R7.1.19	有	1,074	1,136	+62	R8.1.24	
大阪	29	1,114	1,177	電気機械	S63.10.31	R5.12.1	有	1,127	1,197	+70	R7.12.4	
兵庫	30	1,052	1,116	電気機械	H1.3.31	R6.12.1	有	1,053	1,117	+64	R7.12.1	
奈良	31	986	1,051	電気機械	H1.1.25	R3.12.29	無	891	—	—	—	
鳥取	32	957	1,030	電気機械	S63.12.24	R6.12.19	無	963	—	—	—	
島根	33	962	1,033	電気機械	S63.12.17	R6.12.27	有	987	1,058	+71	R7.12.14	
岡山	34	982	1,047	電気機械	H1.3.18	R6.12.25	有	1,025	1,090	+65	R8.1.4	
広島	35	1,020	1,085	電気機械	H2.3.15	R6.12.31	有	1,045	1,110	+65	R7.12.31	
山口	36	979	1,043	電気機械	H2.3.28	R6.12.15	無	1,032	—	—	—	
徳島	37	980	1,046	電気機械	S63.12.29	R6.12.21	有	1,038	1,105	+67	R8.1.1	
香川	38	970	1,036	電気機械	S63.12.15	R6.12.15	有	1,030	1,090	+60	R7.12.28	
愛媛	39	956	1,033	電気機械	H15.12.25	R6.12.25	有	1,038	1,107	+69	R7.12.25	
高知	40	952	1,023	電気機械	S63.12.30	R1.12.29	無	793	—	—	—	
福岡	41	992	1,057	電気機械	S63.12.31	R6.12.10	有	1,071	1,137	+66	R7.12.10	
佐賀	42	956	1,030	電気機械	H2.2.11	R6.12.19	無	996	—	—	—	
長崎	43	953	1,031	電気機械	H2.3.31	R3.12.29	無	864	—	—	—	
熊本	44	952	1,034	電気機械	H2.3.30	R6.12.15	有	996	1,063	+67	R8.1.1	
大分	45	954	1,035	電気機械	H1.3.29	R6.12.25	有	996	1,066	+70	R7.12.25	
宮崎	46	952	1,023	電気機械	H2.3.30	R3.12.24	無	831	—	—	—	
鹿児島	47	953	1,026	電気機械	H1.2.20	R3.12.17	無	842	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況・各種商品小売業)

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
青森	1	953	1,029	各種商品小売	H11.12.21	R5.12.21	—	921	—	—	—	
岩手	2	952	1,031	各種商品小売	H2.2.15	H28.12.11	—	767	—	—	—	
茨城	3	1,005	1,074	各種商品小売	H2.6.30	R3.12.31	—	881	—	—	—	
栃木	4	1,004	1,068	各種商品小売	H2.5.24	R2.12.31	—	874	—	—	—	
埼玉	5	1,078	1,141	各種商品小売	H2.3.25	H28.12.1	—	849	—	—	—	
千葉	6	1,076	1,140	各種商品小売	H2.3.23	H28.12.25	無	848	—	—	—	
新潟	7	985	1,050	各種商品小売	H2.10.27	R5.12.30	無	932	—	—	—	
長野	8	998	1,061	各種商品小売	H2.4.19	R5.12.31	無	950	—	—	—	
静岡	9	1,034	1,097	各種商品小売	H9.2.13	R1.12.21	—	886	—	—	—	
愛知	10	1,077	1,140	各種商品小売	H2.12.1	H28.12.16	—	847	—	—	—	
滋賀	11	1,017	1,080	各種商品小売	H2.3.16	H30.12.29	無	840	—	—	—	
京都	12	1,058	1,112	各種商品小売	H1.6.17	R4.1.26	無	938	—	—	—	
兵庫	13	1,052	1,116	各種商品小売	H2.1.3	H28.2.1	—	797	—	—	—	
鳥取	14	957	1,030	各種商品小売	H3.12.30	R5.12.15	無	902	—	—	—	
岡山	15	982	1,047	各種商品小売	H2.9.21	R6.1.10	無	933	—	—	—	
広島	16	1,020	1,085	各種商品小売	H2.1.26	R3.12.31	無	903	—	—	—	
愛媛	17	956	1,033	各種商品小売	H2.12.25	R4.12.25	—	854	—	—	—	
大分	18	954	1,035	各種商品小売	H2.8.6	H28.12.25	無	716	—	—	—	
宮崎	19	952	1,023	各種商品小売	H2.3.28	H27.12.24	無	705	—	—	—	
沖縄	20	952	1,023	各種商品小売	H1.12.31	H30.11.23	無	770	—	—	—	

令和7年度の最低賃金改定状況（自動車小売業）

都道府県	項番	R06地域別最賃	R07地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
青森	1	953	1,029	自動車小売	H11.12.21	R6.12.21	無	963	—	—	—	
岩手	2	952	1,031	自動車小売	H2.3.3	R7.1.22	有	1,004	1,068	+64	R8.1.15	
宮城	3	973	1,038	自動車小売	H2.5.20	R6.12.15	有	1,036	1,101	+65	R7.12.15	
秋田	4	951	1,031	自動車(新車・部品 及び付属品)小売	H3.3.22	R6.12.24	有	980	1,032	+52	R8.3.31	
福島	5	955	1,033	自動車小売	H2.5.5	R6.12.29	有	1,020	1,098	+78	R8.1.8	
埼玉	6	1,078	1,141	自動車小売	H2.3.28	R6.12.1	有	1,089	1,152	+63	R7.12.1	
千葉	7	1,076	1,140	自動車(新車)小売	H2.3.24	H30.12.25	無	922	—	—	—	
東京	8	1,163	1,226	自動車小売(新車)	—	—	無	新設	—	—	—	
神奈川	9	1,162	1,225	自動車(新車)小売業	—	—	無	新設	—	—	—	
新潟	10	985	1,050	自動車(新車・部品 及び付属品)小売	H2.10.12	R6.12.8	有	1,015	1,053	+38	R7.12.14	
富山	11	998	1,062	自動車(新車)小売	H2.11.28	H23.1.20	—	769	—	—	—	
愛知	12	1,077	1,140	自動車(新車・部品 及び付属品)小売	H2.3.31	H19.12.16	—	800	—	—	—	
	13			自動車(新車)小売	H20.12.16	R2.12.16	無	943	—	—	—	—
京都	14	1,058	1,112	自動車(新車)小売	H13.1.20	R4.1.26	無	939	—	—	—	
大阪	15	1,114	1,177	自動車小売	H2.3.31	R3.12.1	無	993	—	—	—	
兵庫	16	1,052	1,116	自動車小売	H2.3.28	R4.12.1	無	963	—	—	—	
奈良	17	986	1,051	自動車小売	H27.12.26	R3.12.29	無	892	—	—	—	
島根	18	962	1,033	自動車(新車)小売	H2.5.10	R6.12.5	有	1,000	1,069	+69	R7.11.26	
広島	19	1,020	1,085	自動車小売	H2.3.31	R7.2.21	無	1,038	—	—	—	
福岡	20	992	1,057	自動車(新車)小売	H2.6.20	R6.12.10	有	1,066	1,131	+65	R7.12.10	
大分	21	954	1,035	自動車(新車)小売	H2.8.5	R6.12.25	有	991	1,061	+70	R7.12.25	
宮崎	22	952	1,023	自動車(新車)小売	H2.7.25	R5.12.20	無	927	—	—	—	
鹿児島	23	953	1,026	自動車(新車)小売	H2.8.2	R6.12.21	有	986	1,048	+62	R7.12.28	
沖縄	24	952	1,023	自動車(新車)小売	H8.12.18	H30.11.18	無	770	—	—	—	

連合宮崎発第 2026-88号

2026年 2月19日

宮崎労働局長
吉越 正幸 様

日本労働組合総連合会
宮崎県連合会(連合
会 長 吉岡



2026年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。
標記の件、2026年度特定(産業別)最低賃金の改正に関し、下記業種について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。
なお、正式な金額改正の申し出は、2026年7月中旬に提出する予定です。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会
議 長 土居 和也
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 電機連合宮崎地域懇談会
代 表 直野 浩二
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議
代表幹事 沖 慎司
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会
議 長 大坪 浩一郎



以上

令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

宮崎労働局

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備 考
特定最低賃金適用者 合 計(a+b)	386	17,287	2,093	
新産業別最低賃金適用者 計 (a)	386	17,287	2,093	
特定最低賃金名 (記入例: 乳製品・糖類製造業)				
部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	59	2,876	343	3件増 労働者40人増
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	78	7,127	1,126	8件増 労働者96人増
各種商品小売業	82	4,597	393	8件増 労働者123人減
自動車(新車)小売業	167	2,687	231	1件減 労働者71人増
新設申出があり金額決定に至っていないもの	0	0	0	
従来の産業別最低賃金適用者 計 (b)	0	0	0	
特定(産業別)最低賃金名				

記入上の注意

- 1 特定最低賃金名(略称可)は、日本標準産業分類の産業分類順に記入すること。
- 2 新設のものについては、特定最低賃金名の前に「新」と付すこと。
- 3 「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数とすること。
- 4 新設申出があり決定に至っていないものについては、申出段階における適用使用者数及び適用労働者数のみを記入すること。

(案)

令和8年度 特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

令和8年度第1回特定最低賃金検討小委員会

日時：令和8年8月●●日（●）13時30分～16時00分

（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 特定最低賃金審議会検討小委員会

意見陳述者へは審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（予定）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見陳述者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答可能な事項について回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

令和8年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見陳述者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
事業場名(又は所属団体)	職名	
1-2 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-2 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-2 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和8年6月 日 () 12:00 までに宮崎労働局労働基準部賃金室へ提出願います。

メール アドレス: chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

令和8年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見表明者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏 名 (ふりがな)		所 在 地 (電 話 番 号)
労働組合	職 名	
1-1 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-1 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-1 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和8年6月 日 () 12:00 までに宮崎労働局労働基準部賃金室へ提出願います。

メール アドレス: chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 各種商品小売業
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名 称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 —		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	— —	要	所属労働者数	
	職 名			参考事項	意見陳述の希望 有 ・ 無

使用者代表

所属企業	名 称		概	労働者数	
	所在地	〒 —		要	業 種
	電話番号	— —	参考事項		意見陳述の希望 有 ・ 無
	職 名				

- (注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室(Tel0985-38-8836)からご連絡いたします。
- (注2) 令和8年度県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会前日までに、宮崎労働局賃金室までご提出をお願いいたします。
メール アドレス: chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp
- (注3) やむを得ず、事前に提出ができない場合は、14部持参してください。

宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程

第1条（目的）

この規程は、宮崎地方最低賃金審議会委員（以下「委員」という。）が事業場視察を実施することにより、地域の実情、中小企業の実態等を把握し、審議の参考とすることを目的とする。

第2条（実施時期）

当該年度の審議会に活用することを踏まえ、事業場視察は6月1日から7月31日までの間に実施することとする。

第3条（視察の申出）

第2条の実施時期を鑑み、事業場視察を希望する委員は様式第1号により下記(1)から(3)の事項を記載の上、2月20日までに事務局あて申出のものとする。

- (1) 視察を希望する事業場名又は業種
- (2) 視察を希望する理由
- (3) その他補足事項

第4条（実施の判断）

申出があった場合、視察を実施しようとする前年度末に開催される審議会において実施の可否について審議する。なお、第3条に定める期日までに申出がなかった場合、次年度の事業場視察は実施しないこととする。

第5条（事業場の選定）

前条により実施することとなった場合、視察事業場は最低賃金額近似値の労働者が多数在籍するなど最低賃金引き上げの影響を受けることが見込まれる事業場、最低賃金改定による影響率が高い業種等、審議の参考となる事業場を対象とする。

また、当該視察の実施に向けて理解を得られる事業場とし、具体的な選定については原則として労使双方から1社を推薦し、事務局において調整等を行うこととする。

第6条（視察人員）

事業場視察1回あたりの人員は原則として公労使各2名以内とし、各側からの推薦によることとする。

第7条（視察項目）

事業場視察に当たっては、以下のうち必要な項目について実地調査を行うこととする。

- (1) 事業の概要（主要な生産・販売品等）
- (2) 経営事情（一般的景況、操業状況、経営状態等）
- (3) 労働者に関する事項（労働者の需給状況、労働者の構成、労働者の就業動機等）

- (4)賃金に関する事項（賃金形態、賃金改定の有無、業界の相場水準、初任給等）
- (5)作業実態の観察
- (6)経営者又は労働者からの要望事項等
- (7)その他参考事項

第8条（視察以外の対応）

審議会において視察を実施する必要性は認められたものの、日程調整が困難であることのほか諸般の事情により視察実施が困難な場合など、真にやむを得ないときには審議会の要請に基づき、事務局が現地に出向く又は電話で照会するなどにより、事業場視察に代えることも可能とする。

第9条（視察内容の公開）

視察に係る議事及び資料は原則として非公開とする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

第11条（附則）

この規程は、令和6年3月15日から施行する。

宮崎地方最低賃金審議会

事業場視察申出書

委員氏名	白崎 洋一
------	-------

1 視察を希望する事業場名又は業種

宮崎県内に本店もしくは事務所を有している中小・零細企業

- (1) パートタイム労働者が多く在籍する業種
- (2) 企業が一般消費者を対象にビジネスを行う形態の事業所
※Business to Consumer (BtoC)
- (3) 業務改善助成金の交付を受けている事業所
- (4) 最低賃金改正後、影響率の高い業種

2 視察を希望する理由

価格転嫁等の状況、賃上げ原資や人財の確保について、課題や工夫等を伺いたい。

3 その他補足事項

人財流出も含め人手不足が課題であることから、視察先は宮崎市に限らず、県境の市町も視察先の選択にしたい。

	最低賃金額	本県との額差
宮崎県	1,023円	
大分県	1,035円	+12円
鹿児島県	1,026円	+3円

【提出先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

TEL : 0985-38-8836

(E-mail : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

(案)

令和8年度事業場視察運営要領

1 目的

令和8年度の宮崎県最低賃金の改正審議に当たり、審議会委員が県内事業場の実態等を直接把握すること。

2 実施時期

令和8年度の第1回本審から第1回専門部会の間とする。

【事業場実地視察の方針】

- ・令和8年3月12日の令和7年度第5回本審で審議
(委員から申出書が提出されない場合、令和8年度は実施しないことを確認)

【実施する場合のスケジュール(案)】

- ・令和8年4月～5月中旬：事業場選定、事業場との事前打ち合わせ等
- ・令和8年5月末までに：視察当日のスケジュール確定、通知文送付
- ・令和8年7月：視察実施

3 視察先

1乃至2事業場とし、宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規定第3条により申出があった事業場又は業種から選定する。

4 視察予定者

公労使委員各側から選任された各側1名乃至2名の委員及び事務局。

5 視察項目

事前ヒアリング票を訪問事業場の労使に作成してもらい、参加する委員は視察事業場の概要を把握した上で当日の視察に臨み、事業場内の視察及び使用者から事業概要の説明を受けた後に使用者及び労働者からヒアリング(意見交換)を行う。

◎ヒアリング事項(例)

(使用者側)

- ・経営状況について
- ・コスト削減のための工夫
- ・最賃引き上げへの対応
- ・パート労働者で主たる生計者の有無
- ・人材確保の状況
- ・年収の壁の影響
- ・最低賃金改定に対する意見(審議会への要望)

(労働者側)

- 担当業務について
- 最近の物価上昇における生活実感
- 年収の壁の影響について
- 最低賃金改定に関する意見

6 視察内容の報告

第2回本審において、参加した委員から視察を実施した感想を含め、報告を行う。

以上

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 審議日程 (案)

地賃	特賃	開催時期	会議名称	議事内容	公示関係 (開催公示除く)	
					地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		7月上旬 (7/1~7/3)	第1回 本 審	地賃諮問、審議の進め方、事業場 実地視察	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		7月上旬 (7/1~7/3)	運営小委員会 (第1回本審後)	運営計画、6条5項採用、検討小委 員会設置、意見聴取日程調整		
		7月上旬~下旬 (7/6~7/24)	事業場実地視察 (予定)	会社の概要、事業主との意見交 換、労働者代表との意見交換	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		7月下旬~8月上旬 (7/30~8/4)	第2回 本 審	改正決定の意見、運営小委員会報 告、中賃目安伝達、地賃専門部会 委員選任、特賃改正必要性諮問		
		7月下旬~8月上旬 (7/30~8/4)	第1回地賃専門部会 (第2回本審後)	審議の進め方、生活保護比較、実 地視察委員報告、基礎調査結果、 基本的見解、金額提示	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		8月上旬~8月中旬 (8/5~8/20)	第2回地賃専門部会	参考人聴取、金額提示、金額審議		
			第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議		
			第4回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審		
		8月中旬	第3回 本 審 (第4回地賃専門部会後)	地賃専門部会報告、審議、採決、 地賃答申、専門部会廃止	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		8月下旬	第1回 特賃検討小委員会	意見聴取、必要性審議		
			第2回 特賃検討小委員会	必要性審議		
		9月上旬~中旬	第4回 本 審	異議申出審議、検討小委員会報告	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		10月 (10/1~10/30)	各特定最賃専門部会 (2~3回で結審)	基本的見解、金額審議		
		11月 (11/2~11/30)	第5回 本 審	特賃専門部会報告、特賃答申	地賃改正諮問意見聴取公示	地賃専門部会委員推薦公示
		3月中旬	第5回or第6回 本 審	特賃意向表明、特賃意見聴取の進 め方、次年度審議日程 (案)、事 業場実地視察		

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月20日(火)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月12日(月)		10月27日(火)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月24日(火)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		11月26日(木)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		11月30日(月)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月2日(水)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月4日(金)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月7日(月)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月9日(水)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月22日(日)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月11日(金)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月14日(月)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月16日(水)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		12月18日(金)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		12月21日(月)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		12月23日(水)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		12月25日(金)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		12月28日(月)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月4日(月)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月5日(火)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月8日(金)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月12日(火)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月13日(水)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月14日(木)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月18日(月)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月19日(火)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月20日(水)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
1月2日(土)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		1月22日(金)		2月2日(火)		3月4日(木)
1月5日(火)		1月20日(水)		1月25日(月)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		1月26日(火)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		1月27日(水)		2月5日(金)		3月7日(日)
1月8日(金)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月11日(月)		1月26日(火)		1月29日(金)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月1日(月)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月2日(火)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月3日(水)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月5日(金)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月8日(月)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月9日(火)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月10日(水)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月15日(月)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月16日(火)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)

令和8年3月12日

宮崎労働局長 吉越 正幸 殿
宮崎地方最低賃金審議会 会長 橋口剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会
委員 酒匂 重久

要 望 書

宮崎地方最低賃金審議会の円滑な運営にご尽力を賜っていることに、心から感謝を申し上げます。

さて、令和7年度宮崎県最低賃金については、宮崎地方最低賃金審議会の答申のとおり、1,023円に引き上げられ、令和7年11月16日から適用されました。

5年連続となる大幅引き上げにより、商工会地域の事業者は、価格転嫁も十分に行えず身を削っての賃金引き上げを強いられ、厳しい経営環境が続いています。

(別添資料「商工会地域における中小・小規模事業者の賃金引上げ等の状況」参照)。

つきましては、令和8年度宮崎県最低賃金の審議に当たっては、こうした実情を踏まえ、これまで以上に慎重かつ丁寧な審議が行われますよう、以下のとおり要望いたします。

記

1 中央審議会に総括を求めること

今年度の宮崎地方最低賃金審議会での審議開始に当たり、中央最低賃金審議会会長からビデオメッセージを活用し、各地方においては中央最低賃金審議会の目安を参酌し決定されるようにとの強い要請があったにもかかわらず、宮崎県を含め多くのC地域で、目安を大きく上回る答申がなされました。

地方審議が中央最低賃金審議会の目安を参酌していないとも言える、数年に及ぶこうした目安と地方の決定額との大幅な乖離は、中央最低賃金審議会の目安の意義そのものを毀損していると言えるのではないのでしょうか。

中央最低賃金審議会では、こうした目安と地方の決定額との乖離をどのように受け止め、総括されているのか、お問い合わせいただくよう要望します。また、その結果を令和8年度の審議開始にあたりお聞かせくださるようお願いいたします。

2 十分な審議時間を確保すること

今回の審議においては、4回の専門部会が開催されましたが、最後まで労・使委員の溝が埋まらなかったことから、公益委員から見解が示され、その日のうちに数時間のうちに決定されることとなりました。

その間、当方には公益委員から示された根拠を十分に精査、検討する時間がありませんでした。

令和8年度の審議においては、十分な精査、検討の時間を確保されるよう要望します。

3 納得感の得られる明確な根拠・データに基づき決定すること

今回の引上げの根拠に、公益委員見解では「Cランクにおける消費者物価指数（持家の家賃を除く総合）の上昇率に対し、宮崎市の数値が約1.073倍高いこと」が挙げられました。

労働者の生計費を重視するとはいえ、中央最低賃金審議会の目安を大きく上回る71円という大幅な引き上げを行うのであれば、目安との差の理由・根拠を明確にするとともに、この数値だけではなく様々な数値をもとに、事業者の賃金支払い能力を含め、いわゆる法定3要素について慎重かつ総合的に検討を行い、判断すべきだったと思います。

令和8年度の審議においては、最低賃金が法定拘束力を持つものであるということを十分に踏まえ、納得感の得られる明確な根拠・データに基づき慎重に決定されるよう要望します。

以上

**商工会地域における
中小企業・小規模事業者の賃金引上げ等の状況**



**令和8年2月16日
宮崎県商工会連合会**

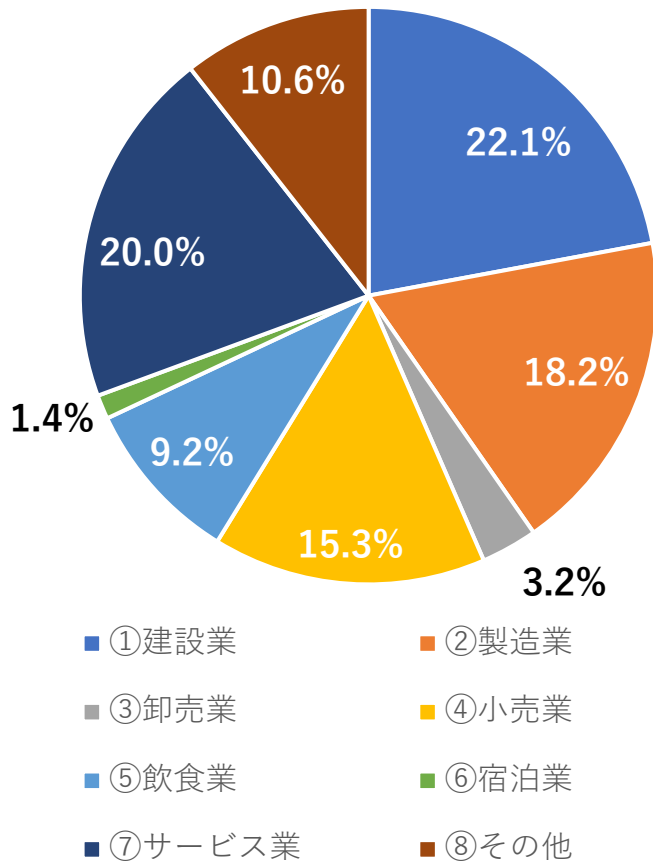
【調査概要】

- (1) 調査対象 : 県内 3 5 商工会の会員企業
- (2) 回答企業数 : 444社
- (3) 調査期間 : 令和 7 年12月1日 ~ 令和 8 年1月15日
- (4) 調査方法 : メールによる照会及び商工会窓口での聞き取り

1.回答者の業種及び従業員規模

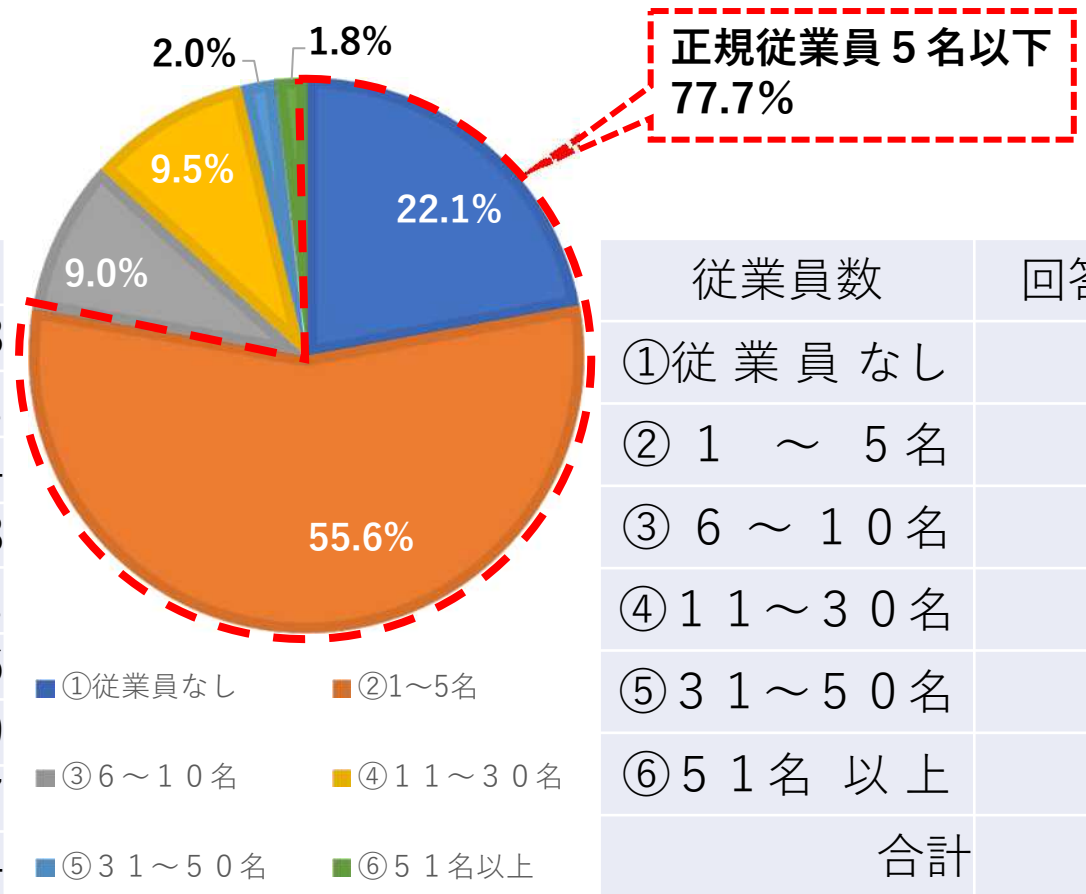
○建設業（98社）が最も多く、次いでサービス業（89社）、製造業（81社）の順となっている。
 ○正規従業員5名以下が全体の77.7%となっており、ほとんどが小規模事業者。

回答者の業種



業種	回答数
①建設業	98
②製造業	81
③卸売業	14
④小売業	68
⑤飲食業	41
⑥宿泊業	6
⑦サービス業	89
⑧その他	47
総計	444

正規従業員数

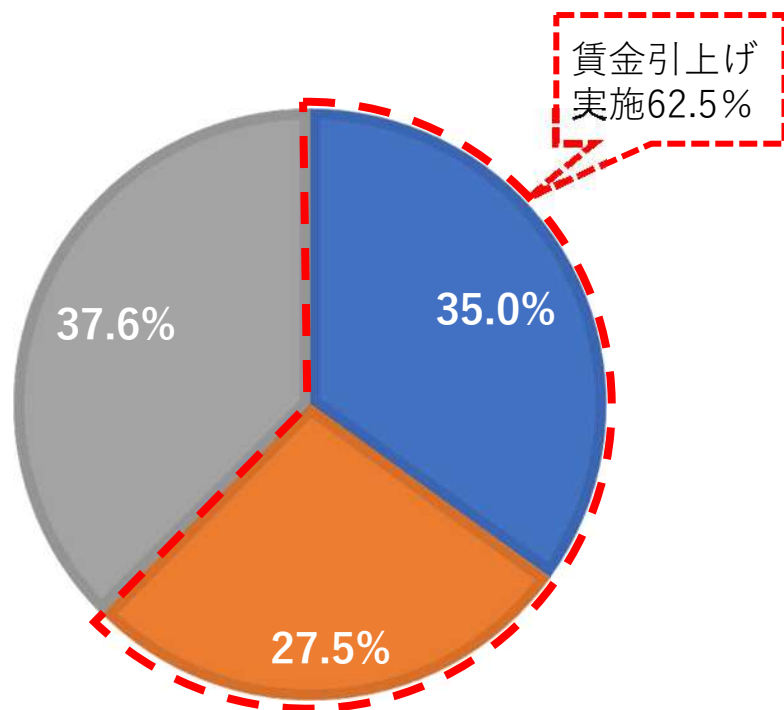


従業員数	回答数
①従業員なし	98
②1～5名	247
③6～10名	40
④11～30名	42
⑤31～50名	9
⑥51名以上	8
合計	444

2.賃上げ状況①

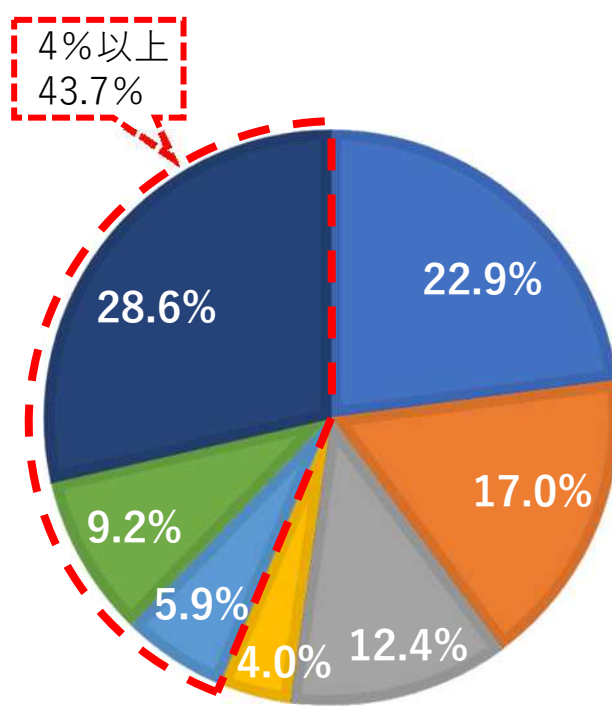
○賃金引上げを実施した割合は、62.5%。
 ○4%以上の賃金引上げを実施した割合は、43.7%。
 ○売上規模「1億円以上」では、74.3%が賃金引上げを実施。一方、「1000万円未満」では、48.9%にとどまり、格差が生じている。

賃金引上げへの対応状況



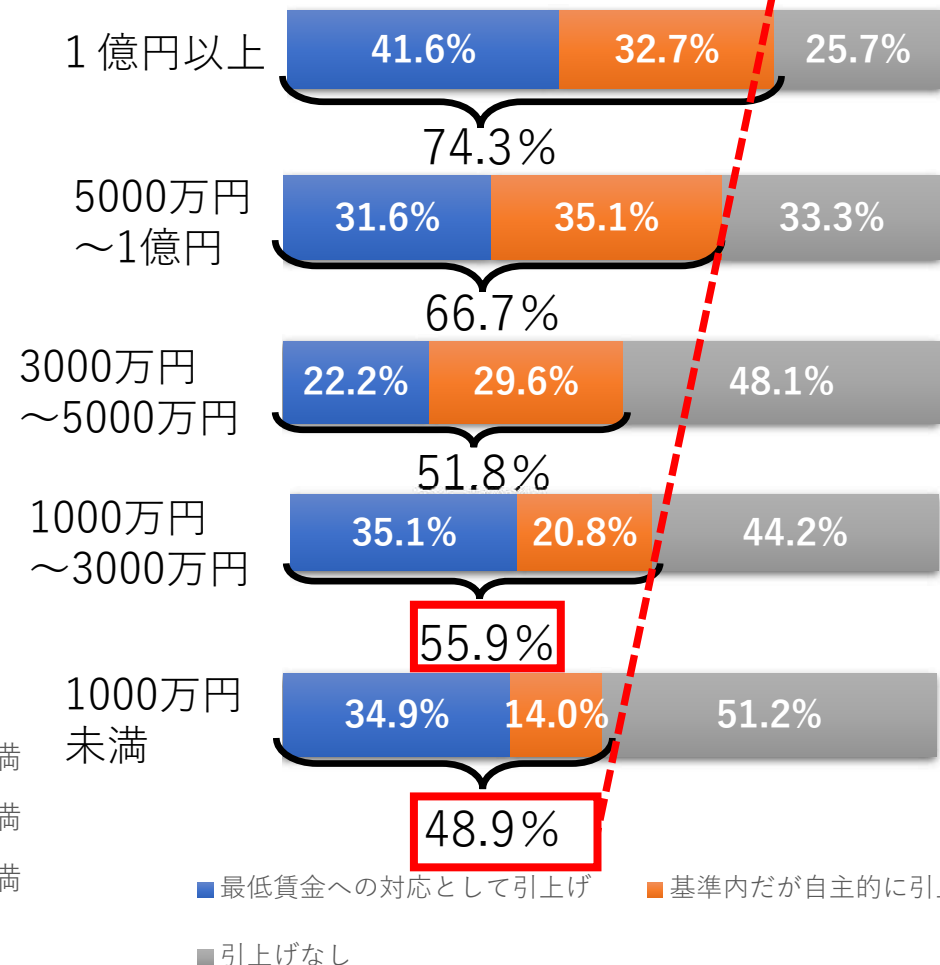
- ①最低賃金を下回る従業員（非正規従業員含む）がいたため、賃金を引き上げた。
- ②最低賃金を下回る従業員（非正規従業員含む）がいなかったが、賃金を引き上げた。
- ③最低賃金を下回る従業員（非正規従業員含む）がいなかったため、賃金を引き上げなかった。

賃金引上げ率



- ①1.0%未満
- ②1.0%～2.0%未満
- ③2.0%～3.0%未満
- ④3.0%～4.0%未満
- ⑤4.0%～5.0%未満
- ⑥5.0%～6.0%未満
- ⑦6.0%以上

売上規模別賃金引上げの実施状況

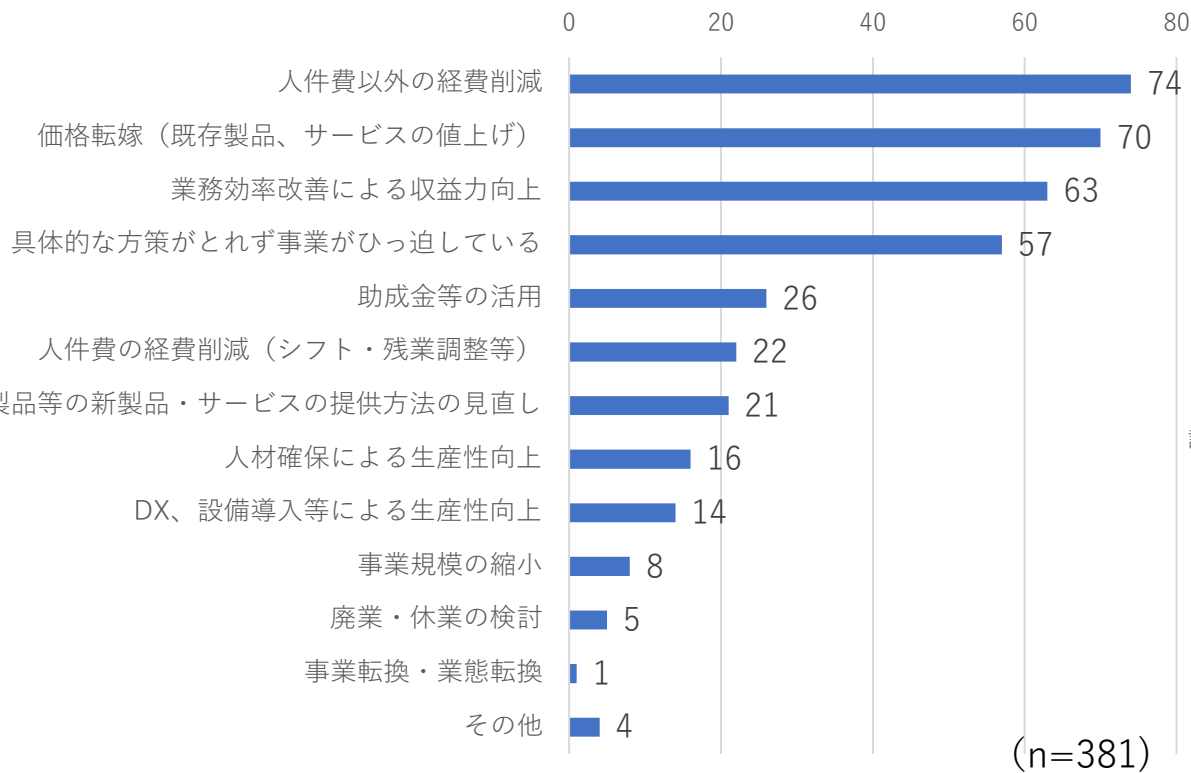


- 最低賃金への対応として引上げ
- 基準内だが自主的に引上げ
- 引上げなし

3.賃上げ状況②

○賃金引上げへの具体的対応としては「人件費以外の経費削減」や「価格転嫁」などが多い。
 ○48.9%の事業所が来年度の最低賃金について「現状の金額を維持すべき」と回答。
 ○来年度も最低賃金の引上げが行われた場合、40.1%が「価格への転嫁」を行うと回答する一方、「既存事業の縮小」「事業継続が困難」「特になし」などの声が、33.7%。

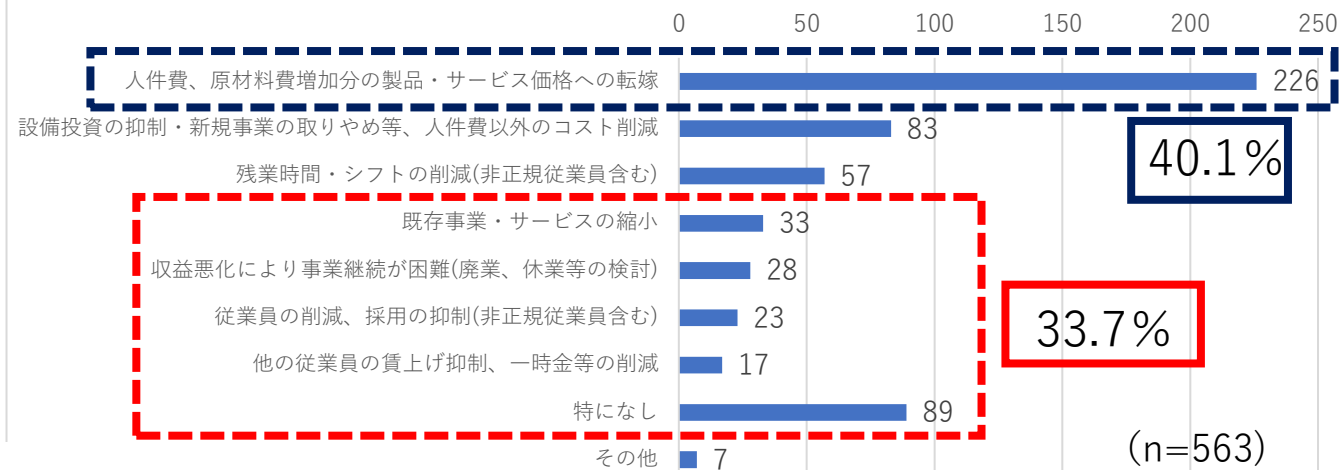
賃金引上げをした事業所の具体的な対応（複数回答）



来年度の最低賃金改定



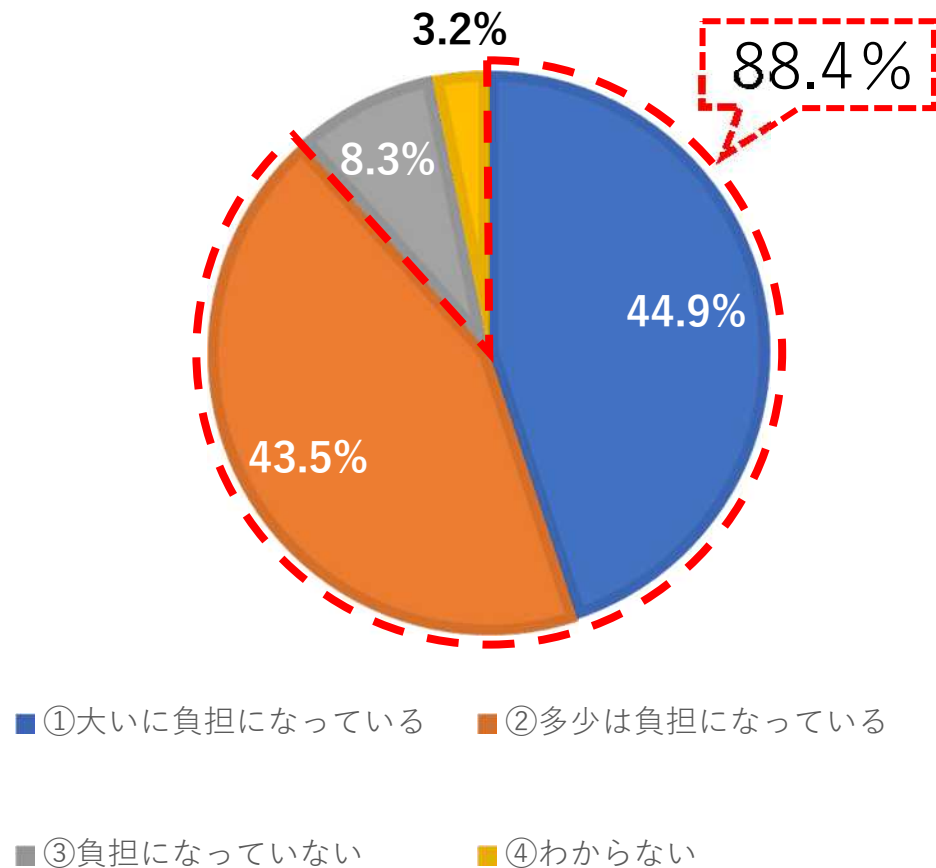
今年度と同様の最低賃金の引上げが行われた場合の対応策（複数回答）



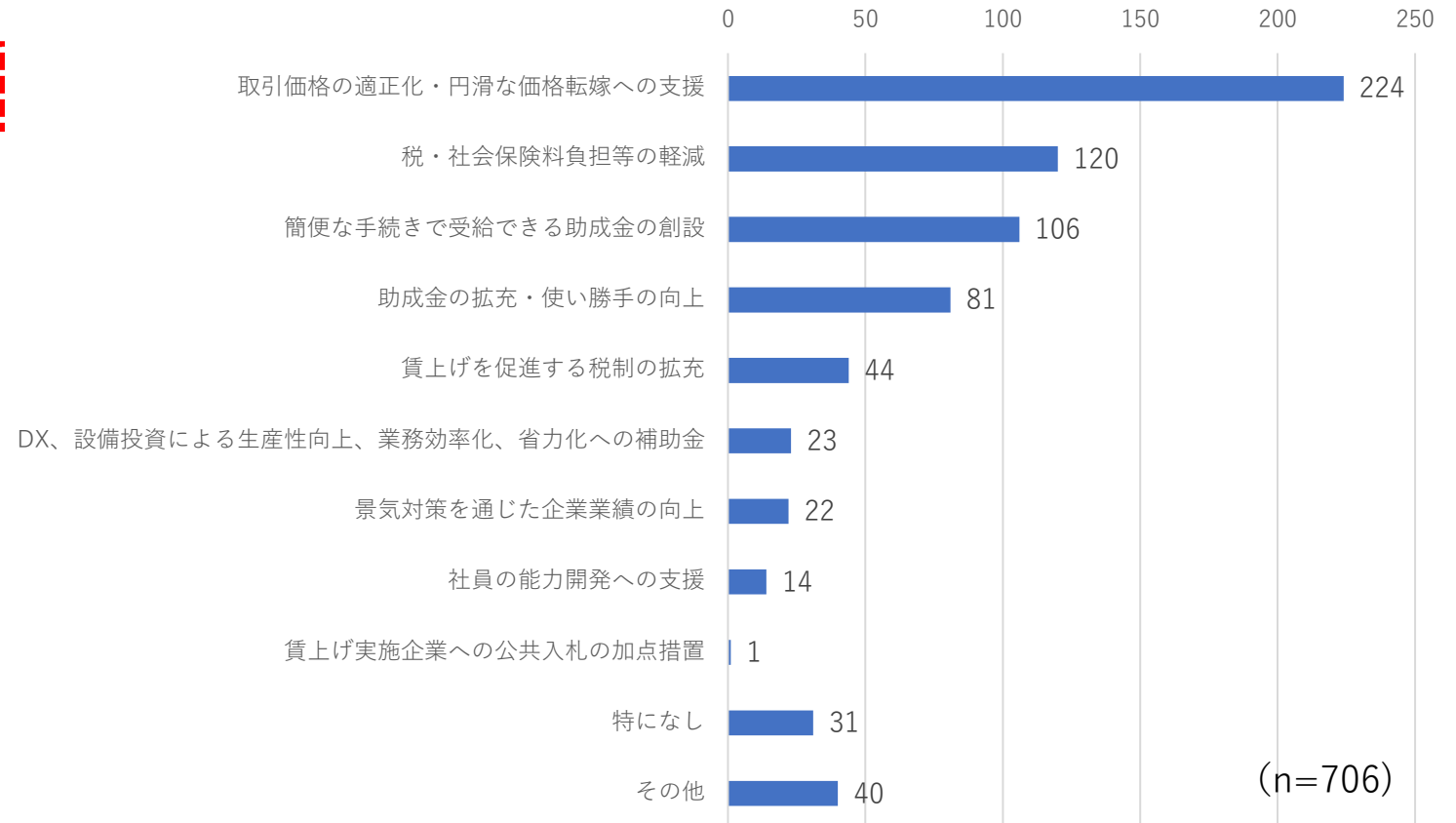
4.賃上げ状況③

○今回の最低賃金の引上げについて、88.4%の事業所が負担となっていると回答。
○最低賃金の引上げに対応するため、政府等に求める支援としては、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁への支援」が最も多く、次いで、「税・社会保険料負担等の軽減」「助成金の創設」の順となっている。

最低賃金の負担感



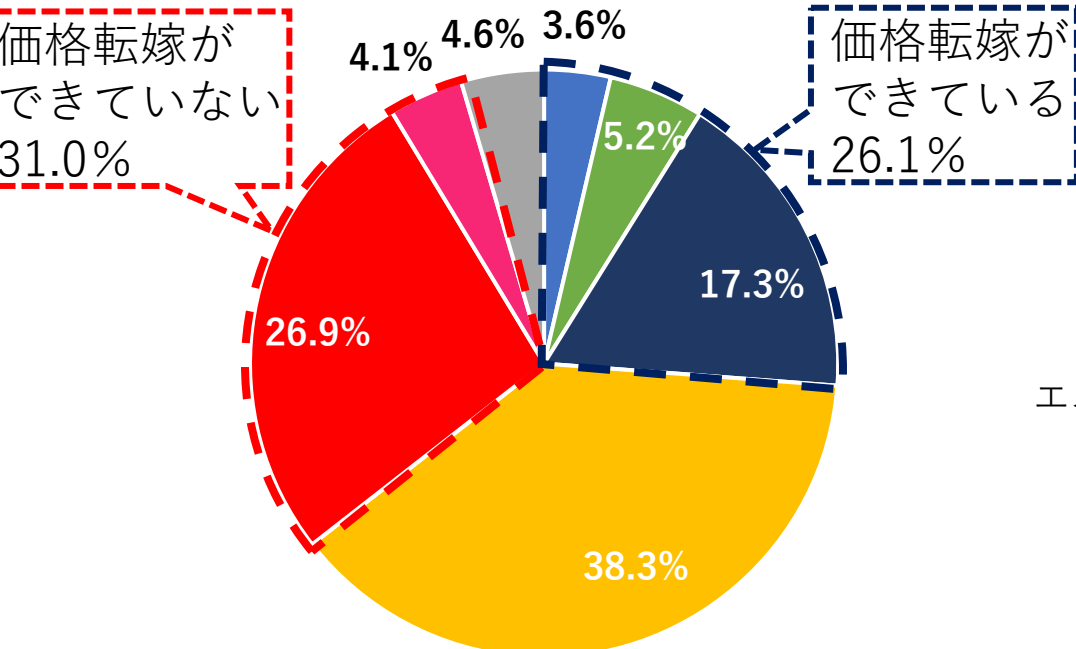
政府等に求める支援（複数回答）



5. 価格転嫁の状況①

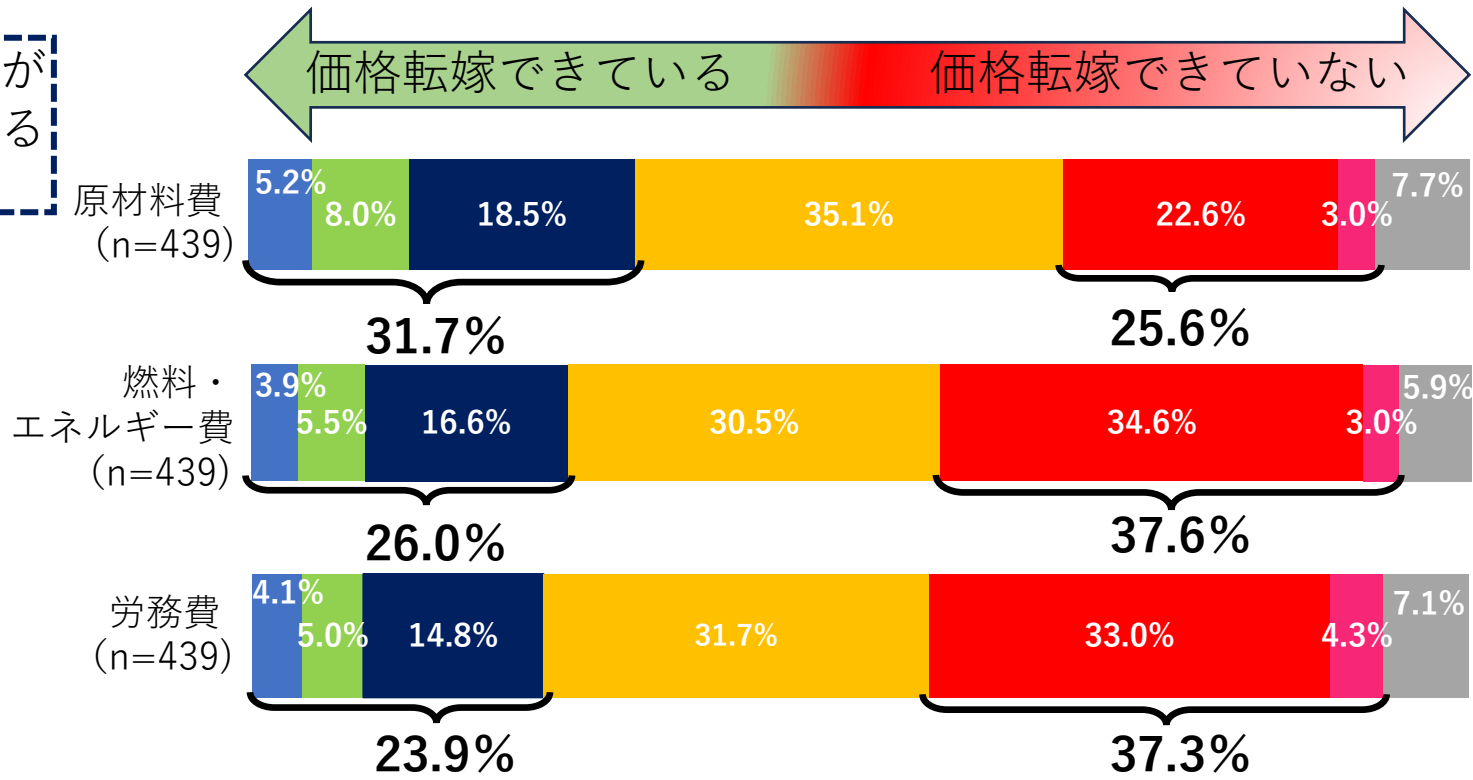
○経費全体の価格転嫁が「できている」事業所は26.1%である一方、価格転嫁が「全くできていない」事業所も31.0%にのぼり、事業者にとって価格転嫁が難しい状況。
 ○項目別では、「原材料費」が「燃料・エネルギー費」「労務費」に比べ、やや価格転嫁ができている。

価格転嫁の状況



- ① ほぼ(10割)転嫁できている
- ② かなり(7~9割)転嫁できている
- ③ ある程度(4~6割)転嫁できている
- ④ 少し(1~3割)転嫁できている
- ⑤ 全く(0割)転嫁できていない
- ⑥ 転嫁できず逆に売価を減額されている
- ⑦ コストが上昇せず、価格転嫁は必要なかった

項目別価格転嫁の状況

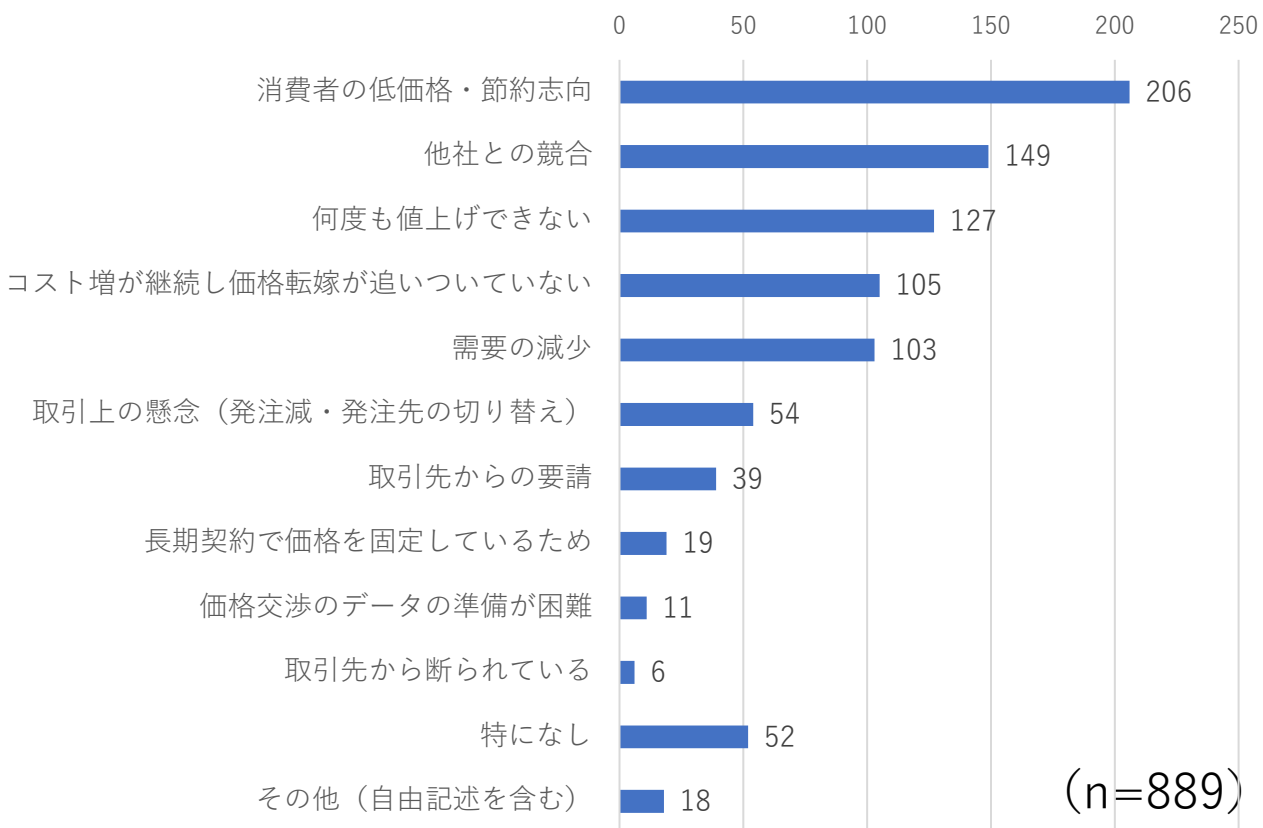


- ① ほぼ(10割)転嫁できている
- ② かなり(7~9割)転嫁できている
- ③ ある程度(4~6割)転嫁できている
- ④ 少し(1~3割)転嫁できている
- ⑤ 全く(0割)転嫁できていない
- ⑥ 転嫁できず逆に売価を減額されている
- ⑦ コストが上昇せず、価格転嫁は必要なかった

6.価格転嫁の状況②

○価格転嫁ができていない理由として、「消費者の低価格・節約志向」「他社との競合」「何度も値上げできない」が続き、価格転嫁が難しい状況を反映。

価格転嫁ができていない理由（複数回答）



事業者の声

《賃金引き上げ》

- ・最低賃金の上り幅が急すぎてたいへん困っている。
- ・新人と既存社員との差がなくなりつつあり、既存社員から不満。
- ・仕事の軽さ・重さ、能力の高低を勘案して賃金は決まるもので、すべてを一律にすることには、合点がいかない。

《価格転嫁》

- ・毎月のように原材料の値上がりが行われ、価格転嫁しようにも追いつかない。
- ・値上げしたいが、周りとの差があると値上げにしにくい。
- ・価格転嫁できない業種（医療機関）。